

第四十回
国会

参議院内閣委員会會議録第十一号

昭和三十七年三月十五日(木曜日)
午前十一時十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 石原幹市郎君
塩見 俊二君
鶴岡 哲夫君
山本伊三郎君

委員

上原 正吉君
木村篤太郎君
下村 定君
中野 文門君
一松 定吉君
松村 秀逸君
伊藤 頼道君
高瀬莊太郎君

國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君
自治大臣 安井 謙君

政府委員

總理府總務長官 小平 久雄君
文部政務次官 長谷川 峻君
文部大臣官房長 宮地 茂君
文部省社会教育部局長 斎藤 正君
自治大臣官房長 柴田 護君
事務局側 常任委員 伊藤 清君
会専門員

説明員

文部省大学学術局大学課長 村上 松雄君

第一部

内閣委員会會議録第十一号

昭和三十七年三月十五日(参議院)

本日の會議に付した案件

○自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(農地被買収者問題調査会に関する件)

○委員長(河野謙三君) これより内閣委員会を開会いたします。

自治省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続いて質疑を行ないます。

政府側から出席の方々は、安井自治大臣、柴田官房長初め長野総務課長であります。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○山本伊三郎君 それじゃ、まず議案について直接大臣にただしておきたいのですが、参与を二名増員、この前の当委員会が官房長から大体趣旨なり実態を聞きまして、特に今度の増員の必要は地方開発、そういう方面における識者を求めよう、こういうことですが、参与の今までの運用について聞いたのですが、願ふれを見ましても大体六団体の代表、その他学識経験者として三人入っておるのですが、これは特異であるのですが、どうも私としてもあまり有用に運用されていないように思うのですが、経費の点からいって問題にならないらしいです、何か千円くらいの日当ですから、委嘱しておけば

何かになることもあるが、やるならもう少し、そういう経費の問題もあまり考えずに、もう少し価値のあるような運用も必要じゃないかと思うのです。大臣の諮問機関といいますが、相談相手ですから、大臣自身としてやることがあるのだということが言えるかどうか、その点ちょっとお聞きします。

○國務大臣(安井謙君) お話のように、参与制については自治大臣の諮問機関として、自治行政全般にわたってのいろいろ御意見を徴するという制度になっております。これは御承知の地方行政という部門がいろいろ複雑でございます。また、いろいろな財政問題等につきましても特別の知識を必要とする面もあるというようにあります。しかし、御指摘のように、その手当等もまことに僅少でありまして、そういう待遇といったようなことも、なかなか思うにまかせない状況であることは御指摘のとおりでございます。

私も何とかもうちょっととお願いしたい。ものをしっかりと形にいたしました。て、名実ともにそろったものにしたいという考えでございますが、なかなか財政その他の事情から思うにまかせません。しかし、徐々にこのほうの改善もいたしておきまして、新年度からは若干形のつくものになろうかという気もいたしておるわけでございまして、まあそういう事情で、非常に純事務の面から離れたそういう一般の諮問

機関でありますので、一体、一足す一はどういうふうになるのだというふうなお話になりますと若干説明にいくところもございしますが、全体としては非常に有効な働きをさせていただいておると思っております。

○山本伊三郎君 きのうは、この委員長から、河野委員長から質問あったのですが、私からもう一ぺん聞いておきますが、聞いておくというより

もただしておきたいのですが、六団体のこの代表は、おのおの知事なり議長が当たっておるのですが、この場合には経費というものはおのおのところでこれは負担してもいいと思うのですが、今度の増員されるやつは、おそれ以外だと思ふのです。そういう人に対してはやはりある程度見る必要があるんじゃないか、こういうことをきのう委員長からも官房長にただしておりましたが、この考え方はどうですか。

○國務大臣(安井謙君) これはもうお説のとおりでありまして、公的のそういった機関の責任者をお願いしておる場合と、民間の有識者を直接お願いする場合とはかなり待遇等についても考えなければならぬと思ひます。ただ明確な予算措置というものがまだはつきりできておりませんが、そういう趣旨に沿って新年度からできるだけのことをしたいと思っております。

○山本伊三郎君 それじゃ、これと直接関係ないんですが、今度の北九州五都市合併を一応の目途として特別な法律案が出されたんですが、それに対して小林次官が現地に行つて調査——地方自治法による指定都市であるか、あるいは当時自治省が提唱しておいた新産業都市の建設問題のその指定都市かどうかは知りませんが、とにかく合併すれば指定都市としてやる考えである、こういうことを地元で発表された。これが非常に五都市合併の機運を助成したと、こういうことだと思ふ。この点その真偽はどうであるか、ちょっと聞いておきたい。

○國務大臣(安井謙君) これは既成都市が合併をいたしましたので、百万を標準の新しい都市になるわけでございまして、そういう意味からは、これを自治法上で指定都市というものに指定することになろうかと思ふ。ただ同時に、新産業都市建設促進法というような法律が、ただいま御審議願つておるわけでありまして、そういうものが成立いたしました場合には、今度新しい産業的な分野から、またそういうものの指定をしようというところは、これはこれでまた別に可能であらうと思ふのです。

○山本伊三郎君 それじゃそこではつきりしておきましょう。自治省としては、現在の地方自治法による指定都市として、指定することは一応その方針である。しかし、現在国会にかけられておる新産業都市建設促進法によれば、そういう何といふんですか、大抵点都市ということは別であると思ふのですが、後者の新産業都市建設促進法によれば、そういうものについては、自治省

としてきまっていけないという、この点ですか。

○国務大臣(安井謙君) その点はお説のとおり、まだ確定いたしておりません。

○山本伊三郎君 地元では非常にそれを誤解しておるようです。自治法によるものもそれはもちろんあると思いますが、今度の新産業都市建設促進法による、そういうものになるのだ、しかし、われわれの考えでいくとおそらくならぬと思う。もう既成工業都市ですから、もし政府が新産業都市建設促進法による構想からいくと、低開発地方におけるものを目標としておると思うのです。したがって、北九州とか、太平洋ベルト地帯による既成の、そういう産業工業都市には考えておられないと思うのです。もしあるとすれば、あの法律案自体に対して、われわれは疑義を持たなければならぬと思う、この点はつきりしておきたいのです。

○国務大臣(安井謙君) 今のような山本さんのお話のような方向だと思ふ。自治法上の指定都市になる。これはすでにでき上がった都市であるから、新しい開発を特別必要とする性格のものじゃないというふうに思いますが、実はあの周辺にもこれから相当開拓していきたいといったような面もあるようでありました。そういうようなものを、もう一回新しい角度から取り上げてみまして、今度新産業都市としてどう扱うかということをもう一ぺん再検討する。当然の成り行きとしては、今のお考えのようなものだろうと思っております。

○山本伊三郎君 それから、それはそれとして大体考え方はわかったのだ、この前の委員会でも官房長にたてたのですが、大臣、もう一ぺんたてたのです。なるほど大都市、自治省のいう基幹都市と申しますか、そういう大都市の建設ということもある意味においての経済開発、そういう点からいくと、確かに一つの利点があることは認めますが、地方自治という立場からいくと、やはり住民の不便というものは必ずついてくると思う。たとえば例を申しますと、今日まで市町村合併促進法によって相当合併された。それによって得るところもありま

る。三時間もバスで市役所に行かなければならぬ。出張所は当時あったけれども、だんだん合理化されて、統合されてしまった。こういうことで相当住民が不便。犠牲にしておる点がある。今度の五都市の場合、相当開発された都市であつて、交通の便もよいといふことができます。私も実は行って一回視察いたしました。まだその周辺へ行く、今言われたような点について、今後五都市を合併したあとは、どうせ市役所は一所へ集中されると思うんですが、こういうことについて、現地のほうの意向を聞いておりませんか。自治省としては、どういう指導をしようと思つておられますか。現在の五都市の市役所の所在地を区役所とするとか、そういう方法でやられるのか、その点ひとつ聞いておきたい。

○国務大臣(安井謙君) この五都市は、御承知のように、地元の要望の線に沿つて、自治省がお世話役をしておるといふような形でございまして、今のようないつぱりなもので、住民の利便といったようなものをどう片づけますか。これはあるいは合併後の団体の意思によつて、今の区のような施設を置くか、あるいはもっと違った形にしますか、これはこれから検討いたしますが、どういふ形になりましようとも、今お話のように、住民に著しい不便を与えないような方法を、ぜひ考えていきたいと思つております。

○山本伊三郎君 この問題について最後に聞いておきたいんですが、国会の議論のとき、あるいはまた、そういう意見を交換する場合には、抽象的にそういうことが言えると思うんですが、現実にはそういう広域域の大都市が出現すると、非常に固有の事務といふものが、市町村の固有の事務がなおざりにされる愛がある、愛いというより傾向がある。環境衛生の点につきましても、小じんまりとした市のほうが、そういう点は非常に能率よくやっておるんですが、東京のような大都市になると、集中的にやられて非常に波がある。波というよりもへんばになつておる。こういう点は今後自治省としても専門的な参事が置かれるんですが、そういう点は十分検討される必要があると思ふんです。本委員会は地方行政委員会ではないんですから、もうこれ以上これについてはやしません、そういう点はひとつ参事の増員について十分考へて、今後適当な行政指導をしてもいい、これをひとつ……。

○国務大臣(安井謙君) お話のような点も、市の団体の区画が非常に大きくなればできてよいかと思ひます。大

体指定都市になれば、それぞれの旧市というものは、区といったような扱いを受けるようにはなろうと思ひますが、今の御注意の点は、ひとつ十分に留意して、今後の地方行政の運営で氣をつけてやっていきたいと思つております。

○山本伊三郎君 それから大臣、一つ二つの点でちよつと聞いておきたいと思ふんですが、実は最近各市で、特に中小都市で、管理規則というものをほうぼうで作つておるんです。それで私も二、三カ所いろいろと市長にも会い、また、実態を見ましたが、やはり全自労のすわり込みとか、あるいはその職員団体の集団交渉とか、こういうものについて、どうも何かこれを押えなければいかぬということが、大体的規則を作る考え方の基礎になつております。それがために地方自治法の第百四十九条による財産及び營造物を管理するといふ、そういう目的以上に、何といふんですか、域外に出でおるといふような点が見られるんですが、それは行き過ぎな点があるかと思ふんですが、たとえば禁止行為といふようなものを、条例を設けて集団の行為や、行動を禁止しておる点がたくさんあるんです。こういう点は私は大臣に言つておきたいと思ふんですが、こういうものををこさえても、罰則というものを作るわけにいかない、規則でありますから。それでそういうものを作るとかえつて刺激をして、やり方がより深刻になつておる実情があるんです。こういう点について官房長はそういうことはあまり知らぬといふことですから、ましてや大臣はそういうことは聞いておらぬかもしれませんが、よほどこれ

はうまく行政指導せぬと、理事者の考へ逆の結果になつておるのですが、たとえば松本市は今やろうとしておる、小倉市はもうすでにやつております。非常にこれを作つたために市民の反感とか労働組合の反感が強く、なぜそういうことをするのか、われわれには市民権があるのだといふことで、かえつて混乱を起こしておるが、この点大臣はどう考えますか。

○国務大臣(安井謙君) 庁舎の管理規則というものは、御承知のとおり、庁舎を維持管理していくための必要限度のものであるはずのものであります。そのことが組合等の活動を特別妨げるとかなんとかいふことを目的にするべきでないことはもちろんであります。ただ、実際問題として今御指摘のように、一方から言えば組合自身にも従来行き過ぎがなかつたとは言えないので、そういう場合に非常に秩序が乱雑しておる、それを新しい規則によつて直す場合に、やり方によつて若干摩擦が起るということもあるいはあろうかと思ひます。そういう点についてはひとつ十分氣をつけまして、行き過ぎのないように、本来の目的を達するよう

に今後指導していきたいと思ひます。

○山本伊三郎君 そういうことはぜひ指導していただきたいと思ひます、逆の結果が出ておるところがあるのですから。こういうことは注射の免疫みたいなもので、作つたときはなるほどいいはいかぬなと思つても、やつてしまつたら何だといふことで慢性になつてしまつておる、規則というものの価値もない、こういうことは理事者知らな

治省の方々はそういう点に着眼してうまく指導してもらわなければならないと思います、この点を押しておきます。

それからもう一つ、これは大臣御存じだと思ひますが、昨年の十月の国家公務員の給与引き上げ改定に伴つて、地方ではこれが現在問題になつておる。ところが、そのいなかの町村に行きますと、一応今までは組合と理事者がそういう話をして団交といひますか、交渉したところのないところが現在やりつつあるわけです。これは具体的に申しますと、茨城県の筑波郡の筑波町を初め六カ町村で郡の町村長の会合で一応妥結をして文書まで協定を取り交した。ところが、たまたま財政局長通達ですか、あれが出て地方課から指導があつて、それはもういけないといふことで破棄するといふ結果が実は出ました。私も二日行つてつと町村を回つていきますと、もちろん組合の人にも会つてきましたが、非常に勘違いをしておるのです。現在議会でこれは結局組合との協定は破棄されてしまつて、理事者が一方的に出したものが議会通过したといふことで非常に地元では不満を持つておる、特に若い人は非常に危険な方向に考えが行つておる。地方公務員法の第五十五条で認められておる協定を一方的に誠意もなく責任もなく破棄されておる、こういうことで現在押えられておるような形ですけれども、これはいつ爆発するかもしれない、私どもは国会でこういうことを取り上げるのはあまり好まな

い、地元で解決したほうがいいのです、そういう将来の憂いがあるからひとつ大臣に聞いて、できればよりよいように指導してもらわなければならない、こう思うのですが、この点お聞きだと思ひますので、大臣からひとつ所見を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙吉) この町村の給与につきましては、大体基準としては自治省は公務員に準ずる基準を示しておる、財政基準の計算上もそれに見合うものを計算はしておるわけであり、町村自体の財政的な事情その他から必ずしも一律にいかない、そういうような場合に今お話のような摩擦が起きる場合もあるかと思ひますが、私どもとしてはできるだけそういうものを、ギャップをなくして、うまく取りきめできるように今後も留意してやっていきたいと思います。

○山本伊三郎君 これはぜひ行政局なり財政局に十分調べて指導していただきたいと思ふのですが、画一的に考えてやつておるのじゃないかと思ふ。そういういろいろ筑波郡の町村を調べまして、一番いいところで現在のベースが一萬三千円です。今度組合との協定でうまうま一萬五千六百円になるところが一萬五千円のところ、いつも自治省がこの町村の給与は低いか何とか改善してやるといふことで、地方財政計画では今度は多分市町村は一人単位費用二萬二千六百円といふことになつておると思ふのです。そこで一挙にやるといふことは無理でも、せめて二万円近くやらぬと、これはしんぼうできないと思ふのです。特にこの労働力不足でそういう人手難で理事者自身も困つておる。ただ問題はひとつ現われておる問題で、理事者は比較的そういう点に氣づいておつても、町村議会が農村地帯ですから、非常にがん

こな人が多い。そういうところに一つの隘路があるので、せつかく理事者と協定を結んでやつてやうといふのも、市議会の全員協議会ですか、あれは地方自治法では権限がないと思ふのですが、そういうところにまず事前に相談すると、もう圧倒的に反対されて執行者、いわゆる市町村長の考え方というものは、そこで抹殺されてしまふ。したがつて、組合と協定してあつても、議会の意向がそうだから、やはりこれは工合が悪いといふことで、一方的に破棄したといふことが多いのです。そういう点はよく考えてもらわなければ、町長がいいといふのに議会が反対する。そういうことで非常にまた別のほうに不満がある。これについてひとつ具体的に、行政局長おられないのですが、ぜひ早急に手を打つてもらいたいと思ふ。そうでない、これも先ほど申したように、今、一応はおさめられるかも知れませんが、非常に純朴な農村ですから、そんなきつい思想的なものも私はおらないように思ひますが、ひとつそういうものが入つてくると、これは非常に問題になる。今実は弁護士に頼んで訴訟を起こすとか、なんとかいふ話がありますが、まあしかし、そういうことよりも、一ぺん自治大臣とも、その意向を聞いて、会つたほうがいだらうといふことで待たしておるのですが、そういう点をひとつどう考えられるか。

○国務大臣(安井謙吉) 今もお話し申し上げましたように、町村全体の事情によつて、あるいはこの不均衡を来しておるところも相当あるかと思ひます。でき得る限り、これは標準に近いように行政的な、財政的な措置、指導もいたしておるわけであり、実際からいいますと、近所における農協の団体の役員給与とあるいは職員給与、そういう似た類の団体の給与等とのバランスもあつて、なかなか思ふようないかぬ場合もあるかと思ひます。しかし、この建前はできるだけ標準に近づけていくといふことが大事なことでありますので、これはよく事務当局にも申しまして、実態を調べてできるだけそのように指導していきたいと思ひます。

○山本伊三郎君 しつこく言うのじゃないですが、実は地方交付税を調べても、この給与関係の費用を余しておる、御存じのように、地方交付税交付金は別の人員費だと言つてひもつていないから違法だと言えない。しかし、違法だと言えないけれども、これは妥当でないことははっきりしていると思ふのです。今そういうところを指摘したら、係の人は、そりや議会の意向だからと言つて押えられておる結果がある。したがつて、その財源が人員費として地方交付税でできておるのに、それまでもほかの方へ回されておること、これはわれわれとしてはどうも納得できないのです。特に現在もういなかでも相当工場が出てきましたから、そういうことから町村で働こうといふ優秀な人材がもう来ないようになる。これが地方自治の発達のために大きい障害なると思ふんですが、少なくとも自治省では、その点では特に町村の給与に対して関心を持って指導してもらいたい。重ねて大臣の所見を聞いておきたい。

○国務大臣(安井謙吉) 給与の関係がどうしても、公務員が悪くて民間の一般のレベルより低いために、人材が集まりにくくなると、これは一般的な傾向としてあると思ひます。まあ、できるだけ留意してこれは今後も考えていかなきゃならぬと思つておられます。それから、まあ市町村自身が自治体で、御承知のように、自主的にものをきめるような建前になつておりました、この基準財政需要の額と行政水準という意味からは一定の財源計算をして交付税を出しております、その市町村の特異性から見て必ずしもその計算どおりいかないうちの場合もこれはあるかと思ひます。自治省としてはこれはできるだけ標準化したもので指導していくといふことをやっていきたいと思ひます。

○山本伊三郎君 今、大臣ちよつと氣になること言われたんで言わざるを得ないんですが、たとえば若干全国的な標準から伸びたところにはきつて逆の指導をされるわけですね。もうすでに言わぬでもわかつておる、腹の中ではね。そして弱いところではそういう工合に、地方自治法によつてこれはおのおのきめるんだからやむを得ぬ、といううような意味にとれる。だから私いつも氣になるんです。その点がわれわれとして、首尾一貫するんだつたらいいけれども、ちよつと伸びたところにはきつて。財政局長おらぬが、これは奥野さんを一ぺんやつてやうと思ふんですが、そういうことが大臣、われわれではあきたらないんです。筋が通つてんだつたらいいです。どちらもあるんだつたらいいが、そうじゃない。したがつて、われわれは、弱者の味方というわけじゃないんですが、特に

政府内部でも検討していただきたい。
宿題として残しておきます。

それからもう一つただしておきたい
のですが、地方債の起債やなんかの仕
事の關係で、大藏省と自治省と両方で
やっておるわけだが、そこの人員の
比較を見ると、大藏省は同じようなこ
とをやっておるのに倍くらゐの人がお
る。こういう点について、これは自治
省をふやせという意味じゃないのです
が、大藏省のほうが多過ぎるのじやな
いか。そこが省別によつて非常によ

ういう人の配分とか、あんばいとかい
うことがあまりに懸隔があるというこ
とでは、これはやはり今度の行政調査
会あたりで検討すべき問題と思いま
すが、こういう問題について今までい
うる自治省でも問題としておられると
思う。自治大臣としてもどういふ感
持を持っておられるか。

○国務大臣(安井謙君) 起債の問題に
つきましては、これは石原委員もかつ
て自治省の責任者としていろいろ御苦
勞があったと思いますが、現在御承知
のとおり、一種の二重査定のような建
前になっております。大体こんなもの
は自治省に、大ワクだけで、あとはま
かせてくれればよいと思っております
が、なかなか今の事態がそう簡単二重

ばないという実情にあります。したがって、自治省でも全体が非常に少ない人数で相当オーバーな仕事を片付けておるといふ実情があります。ここらの大蔵省との人員あるいは仕事の調節も今後の課題としてひとつ今の御趣旨のような線で考えて参りたいと思います。

○石原幹市郎君　これはこの前は出さなかつた問題であります、今度は目

やっております。附島振興の仕事、これは近地整備とか、あるいは離島方面にも辺地の問題がいかにあると思うのです。が、そういう点から考えると、離島振興の仕事を経済企画庁にしたというのは、どうも当時いろいろな権限争いみたいなことで、折衷論として経済企画庁にいったのじゃないかと思うのですが、こういうふうにだんだん軌道に乗ってきて、しかも辺地の振興まで手を伸ばしてやろうということにまで自治省が踏み切ってきた以上は、離島振興のような仕事は当然自治省の中に包含されてしかるべき仕事じゃないかと、私前々から考えておるのです。

ちょうど設置法の改正も出ておるのに、一向進んでないようですが、こういう問題についてどういう見解を持っておられるか、この機会にそれを聞いておきたい。

○山本伊三郎君 大臣お聞きのように、そういう状態になっておる。もちろんこれは地方財政画面上のいわゆる単価ですが、これを実は自治省で聞きますと、これは国家公務員の基準をフィッシャー方式で換算したのがこうだ。したがって、当然これより低いところは高いところはこまで落とせばいいじゃないかというのをいつも自治省は言うのですが、しかし、高いところは今までの過程といいますか、経済的な事情、生活実態、そういうことから上がっている。したがって、この点は私は無理は言わないのです。現実には町村のそういう職員も何とか生活できる程度になればそれでいいのですが、今までといなかのほうの生活実態が変わって参りまして、親とか、また兄貴とか、何か家の補助でやっていくとい

て、予算書ひとつわからない人が事務をとっている、それでは困るのです。くどくどしく申しませんが、今、官房長から申されましたが、これは地方財政計画上の単価ではあるけれども、やはりそこまでは必要であるということとは財政計画で認めているのでありますから、この点十分指導してもらいたいというのを重ねて要望しておきます。具体的に申しますと、筑波郡の市町村のことで、あれは茨城県の地方課で相当きつく指導したらしいのです。向こうはわが党の知事でありますから、知事からも注意したようですが、もう一回自治省から指導をしてもらいたいと思いますが、これはひとつ自治省に要望しておきます。

○国務大臣（安井謙吉） 今の二万二千円ですか、二万三千何百円というの

は、これは五大市の入った全体の数字

を出しているのですよ。だからそういう点の平均のやつを全部寄せてこれが一人単価になるという出し方ではないのです。もしそうすると決算と合わないのです。これは合わないのです。しかし、一応単価を出す場合にはそういう方法でやっているということを大臣知っておいてもらわないと、都会のやつばかり入っているのじゃないということであります。

○政府委員(柴田護君) これは私が数年前までやっておりましてよく知っているのではありませんが、これは各個の公務員を國家公務員というものとかりに仮定した場合にいう給与の平均値でありまして、したがって、同じようなことを大臣は言われているわけであります。個々の村についてその平均値がどうなるかということとは、二万二千元の水準をそのまま持つてゐるわけに、い

○山本伊三郎君　これが当然こうあるべきだという、国家公務員を基準にしてこうあるべきだということを言っているということ、わかりました。それならそういうことでひとつ指導してもらいたい、そういうことです。

○委員長（河野謙三君）　他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（河野謙三君）　御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますから討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

1

ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野三三) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時五十九分開会

○委員長(河野三三) これより内閣委員会を開会いたします。

文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行います。政府側からの出席者は、長谷川文部政務次官、宮地官房長、齋藤社会教育局長、なお説明員として村山大学課長、板谷大学病院課長、福原社会教育課長、渋谷著作権課長、三角社会教育施設主任官が出席されております。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○鶴岡哲夫君 前回伺ったんですが、国立大学の附属病院に七千五百七十三名という無給の職員がおります。それで、またそのときに問題がありました東京工業大学に約三百名ほどの無給職員がおります。こういうことだったんですが、そこで、理工系の大学には今の工業大学と同じように相当多数の無給の職員がおりますように聞いておりますし、そういうようなものが一体どの程度あるのかどうか、それをまず伺いたいわけなんです。で、附属病院の場合におきましては七千五百七十三名ということですが、そのほかの国立大学、さらに附置してある研究所、さらに文部省の所轄している研究所、こういうところにある程度の無給職員がおりますというふう

に推定していらっしゃるのか、その辺のことを伺いたい。

○政府委員(宮地茂君) これはこの前鶴岡先生から工業大学に約三百名くらいという、これは昨年そのような数字をお話しいただきましたが、大体工業大学にはそれに近いくらいのものであるようにございまして、しかしながら、各大学を通じて、どの程度いるかというところは、私のほうは概数もつかんでおりません。と申しますのは、前回は申し上げたように、研究の実態が非常に病院の無給助手と比べて不確定でございます。と申しますのは、発令行為もいたしませんで、ある一人の教授が十名くらいいまして、研究としていであらうといったような大学内の申し合わせによりまして、たとえば研究生に任命するといったようなことじゃなくて、研究生であることを証明するといったような、いわば証明書を出したような形で学校に出入しているという実態でございます。きょうは研究生になっておったが、あすはなっていない。あるいはきょうはなっていないが、あしたからはある先生のところへそういうことで出入りを許してもらおうというふうなものも相当ございまして、数字を詳細につかんでおりません。したがって、前回も申し上げましたように、来年度約二十万円ばかりで、わずかな金でございまして、こうしたものの調査をする予算も計上してあるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 これは三十五年の十二月ですが、私がこの問題を取り上げたのですが、東京工業大学を一例にとりまして、大学にこういうような無給の職員が、たとえば東京工業大学に三百名ほどいるというふうな質問いたしましたら、文部省のほうで直ちに調査されて、確かにその程度のものがあるというふうなことでございまして、病院にはこういうふうな七千五百七十三名というふうな数字がわかつておるわけですが、大学、理工系、その他の大学並びに附置してある研究所、文部省所管の研究等所などの程度のそういうふうな無給の職員が、こういう点を文部省が推定もなかなかつかないというのでは、私はたくさん問題があるわけではなく、私はいくらに思っているわけですか。先般この問題について伺ったとき、まあその発生原因のようなものをお話しになったのですが、私はそれは確かにこういうふうな無給の職員がたくさんおられる——私は総体として約二万名程度のものじゃないかというふうな推定をほぼほしているのですが、大まかに言いますと、研究所も入れましてそういうふうな無給の職員が、いろいろあると思えますし、また存在理由もいろいろあると思えます。ですが、そういう人たちがいることによって、大学の運営なりあるいは研究所の運営なりというものが行なわれているという半面を見ればはなれぬのじゃないかというふうな思慮でございます。きょうはいちいちあつたというふうな職員が、あるいはあつたというふうな職員が、それは個々の例をとればそういうこともありまして、うが、しかし全体を通じて二万名前後のものがあるのじゃないかという推定が行なわれている。それはいろいろ

な事由によって発生をしているわけですが、半面そういう人たちがいるわけでも、研究所なり大学なり、そういうものが運営がむづかしいという面もこれは否定できない。にもかかわらず、その数字が推定もつかないというんじや、私は文部省としてはいかなる遺憾の意を表明せざるを得ないんですけれども、特に今申し上げたように運営上研究上必要であるという半面は、これはほとんど全部がそうだとはいえませんが、否定できないわけであって、どうも私の推定がでにくい、推定しておられないという点、ことし始まったわけではない。去年始まったわけではない。長年にわたってこういう存在が許されておる。あるということが、どうも私不可解なんですけれどもね。

○政府委員(宮地茂君) これは前回も申し上げたように、研究生の実態というものはまちまちでございます。したがって、数字は先ほど鶴岡先生二万とおあげになりましたが、その数字は詳細に把握しておりませんけれども、実態をいたしましては、多くのものはむしろ授業料を取りまして、いわゆる大学院の研究生の学生のように、授業料を取って研究をさせるというふうなものも相当大きな数字になってくるのではないかと、いったようなことをむしろ考えまして、逆に、鶴岡先生がかねがねおっしゃいますように、今おっしゃいました二万名ですか、そのうちの特に定員にしなければいけないような仕事をしておるものというものは、むしろ授業料を取るべきものに比

べまして少ないのではないかと、いうふうに考えております。これは数字は私のほうはそういう研究生について詳細につかむということは、定員化するために特につかむ必要はないので、むしろどっぴかにウェイトを置くというんじや、授業料を取るために調べるというんじや、調べた結果ではそのようになるのではないかと、いことをおそれたことも一つの原因で、十分な調査をいたしていないのですが、逆に申し上げます、それらの人のうち、特に大学の本来の仕事をしておる、たとえば助手に相当するような仕事をしておるという人々が何人くらい必要なのかというふうなことでございまして、私のほうは調べがございまして。

大体大学の講座は、これは御承知のように、教授一、助教授一、助手一名ないし三名といったような、これは実験講座、臨床講座、非実験講座でいろいろ違いますけれども、そういう形で全国の大学を調べて参りますと、いわゆる不完全講座として、助手が四百二十八名これを充実にする必要があるという調査はできております。したがって、極端に言いますれば、あと四百名ばかりのものを助手として充員すれば、現在のところはそれでいいんだという結論にもなりかねないというところでございまして、ただ大学のほうとしましては、今申しました一、一、一ないし三といったような講座の組み方が、進展していく研究、教育上の必要に応じて切れないといったような考えから、その大学では特に理・工・医等の分野におきましては助手をもつとふやそうというふうな御意見もござい

がとっており、講座組織から計算して参りますと、そう鶴岡先生がおあげになられた二万人といったようなものを必要とする数字が出て参りません。そういったようなことから、多少文部省としましてもこれをいろいろ気にかけて、むしろ厳重な調査をして、逆に授業料を取る学生が相当出てくるということになっても気の毒だといふような考えもございまして、そういうことも一因で十分な調査ができていなかった次第でございます。

○鶴岡哲夫君 私は無給の職員と申し上げましたが、これは国が給与を支払っていないということでありまして、この病院関係で七千五百幾らというものの、総体としまして二万名前後といふふうには推定されておるこの人たちの中には、今答弁のように、そういうものに該当する人もおられると思うのです。ですが、学校後援会なり、あるいは学校校友会なり、その他のいろいろな関係において給与を支払っておる人たちが相当あるといふふうに見なすやならぬわけなんです。現に、私が昨年、一昨年、東京工業大学の例を申し上げまして、三百名ほどおるじゃないかという主張をいたしましたのに対して、文部省のほうで御調査になったところが、確かに三百名前後おられる。その中で三十名程度は定員化しなければならぬというふうなお考えになったようでありまして、これは無給でありましても、これは国が払っていないという、無給であるはずのその中には相当なものがある、やはり学校後援会なり、校友会なり、あるいは教授のポケット・マネーなり、そういうものによつて支払われておるといふ実態に

なっております。これは否定できない大きな問題としてあると思うのです。ですから、今おっしゃったように、四百名というふうなお話では、これは私としてはとうてい納得できない。工業大学ですら一校だけでも定員化しなければならぬものが三十名程度あるということであるからして、全国で国立大学なり、国立研究所なり、あるいは文部省所轄の研究所で四百名程度だといふお話では、これは私としては納得できない、詳細な資料を示していただければともかくとしまして、ですから、そういう点につきまして二十万円ほどの経費を文部省として組まれて、今回明年度調査をされるというのであります。これは調査された結果、この間の答弁ですと、定員化といいますが、定員の中にいられたということだったのです。私はその定員化されるということが、三十七年の一月の十九日の閣議決定の第一号との関係で、定員に繰り入れるということは今回で終わりで、しかし文部省としては特殊な関係もあって、ぜひひとつ新規に人員をふやすというところによつて処理していきたいというふうなお話なんです。さしあたって一例として出ております東京大学等もそうだと思いますが、そういうふうな方向で定員の中に入るということに該当するものを入れるということに理解してよろしゅうございましょうか。

○政府委員(宮地茂君) 鶴岡委員がたびたびおられます研究員、無給助手、こういった種類のものは、いわゆる閣議決定に基づきます定員外職員、定員化の対象外の方でございます。したがって、閣議決定では三

十七年度の定員に定員外職員を定員化した後はもうしないと思はれますか、三十七年度限りで定員繰り入れの措置は終了したものと、というふうに関議決定になっておるのであります。したがって、閣議決定の定員外職員の定員化は、三十七年度、今回で終わりになりますが、おそらく文部省独特のものであらうと思われまします研究員、無給助手等につきましては、この閣議決定の対象外の職員でございます。で、文部省独自の調査を来年度してみたいといふことを前回も申し上げたわけですが、この調査いたしました結果、その中には、いわゆる勉強に来ておる人、そうじゃなくて助手のような仕事をしておる人といふような幾つかの勤務形態、研究形態が出てくると思います。その結果、助手的な仕事をしておる人全員が、定員に繰り入れられる新規増員要求を文部省がいたしますその中に入ってくるかどうか、また採用するかどうか。これは御承知のように、定員外職員の定員化のように機械的に入るものではないと思はれます。それは採用にいたしまして、大学では御承知のように、それぞれ大学の中で教授会等で教官の選考をいたします。助手の選考も教授会でやっておる大学も多いわけですが、そういうわけで、一応採用という場合は、別の角度から教員として助手として適当であるかどうかをそれぞれその大学で一応ふまにかけますから、そのことからいってしましても、助手と同じような仕事をしておるという実態がわかって、それからまた新規に文部省が定員要求をして定員が取れたとしても、具体的にこの人がそのまま採用されるかどうかは、

形式論でございますが、これは別個の問題でございます。ただ、そういう前提におきまして、文部省としては独自の調査をして、しかも、先ほど言いました四百二十八名というのは、いわゆる現在の講座の立て方から計算しますれば、全部完全講座に充実にいくとすれば四百二十八名足りないといふことなんです。しかし、先ほど申しましたように、世の中がだんだん進み、研究、教育も進んでおります。したがって、今までの文部省がきめておられます一・一・一といふあいう講座組織では不十分だといふ大学の当局から声もございまして、特に理工系統については、教授一、助手一といったような講座のやり方は十分でないという声もございまして、したがって、現在の計算でいけば四百二十八名足りないんですが、今申ししたような、もう少し新しい角度からいけば、もっと不足するという計算はおのずから出てくるかと思はれます。

以上、鶴岡先生、四百二十八名に対してちよつと不審な点がありましたので、それにお答えを付加して申し上げさせていただきます。

○鶴岡哲夫君 今の四百二十八名というのは、講座制のところでは一・一・一、理工系でいえば一・一・二といふようなものから判断をし、あるいは各大学等の附置や文部省所轄等の試験・研究施設の大化型といふようなところから一・一・三、あるいは一・一・四といふようなところも出ておる。講座全体の数その他の判断の中から推定せられた数字じゃないかと思うのですが、私はともかく二万名前後のものがあるといふふうに言われてお

る、それをやはり調査なさって、その中からやはり数字というものを出していただく。それから助手の問題も盛んにおっしゃいましたけれども、しかし助手と同じような仕事をしておる教務職員で、あるいは研究補助職の人たち、あるいは技術者、その人たちはポケット・マネーなり、あるいは後援会なり、校友会等の金によつて雇われておる人、国は払っていないが、そういう人たちは相当あるといふふうに見なければならぬ。そういう意味のものがどうも含まれていないようにさつきから伺っておるわけです。つまり一・一・二あるいは一・一・一といふような講座制の建前から見て、どうも足りないやうな数字が推定されておるんじゃないかといふように私は受け取るんですが、それがどう困るわけですか。やはり二十万円程度のせつかくの予算ができておるわけですから、それ以外の教務職員で教員になっておるものもありましますし、教員になっておるものもありますし、あるいは研究補助職員あるいは技術者という人たちがあって、国は払っていないけれども、現実には働いておるといふものもいろいろあるわけですからね。そういうものも判断していただかないと私は困ると思うのですが、いかがでせう。

○政府委員(宮地茂君) 来年度調査いたしますのは研究員だけではないにしても、あわせて実態調査をいたす予定にいたしております。

○鶴岡哲夫君 もう一点。私四百二十八名という推定について伺っているの

でございすよ。どういふところから

十号とか、あるいは十四号というところを予算単価としてきめているわけですが、それに従っております。ですから、八等級の何号かちよと失念いたしましたが大蔵省がきめております八等級の予算単価の号俸ということになります。

○鶴岡哲夫君　それは、文部省だけではなくて各省ともそういうふうにしておる、こういう考え方ですか。

○政府委員(宮地茂君)　よその省のことは存じませんが、教育職関係はそのようにいたしております。教育職以外の一般の行政職ですと、おそらく他官庁と同じだろうと思います。

○鶴岡哲夫君　私はその考え方が少し各省と違うような気がするものですから伺っているわけですが、それじゃ私もうーべん各省のやつを調べてみまして伺いますが、どうも文部省のはうでこの定員化の問題について非常に実情にうというに私は判断しているわけですよ。何せ今ごろになって五千何百名というのを定員化しなければならぬというのも、これは少し定員化についてうというような気がしているわけですよ。それから無給職員の問題なんかについても推定も立たぬようでは、どうも文部省の大学附置研究所なり、所管研究所に対する人事管理といえますか、そういうものについてどうも少しばかり甘いように思いますし、そういう点からこの八等級のどこに基準を置かれたのか知りませんが、どこに基準を置いておられるのか。単に八

等級の平均へ置いておられるようなふうに聞くのですけれども、そういうこととあれば、また私もこの点についてはもう一ぺん伺つてもいいです。何か少し定員化についてうといような気がするものですから聞いてみるわけですよ。文部省だけに特に大蔵省はそういうような案を出しておるやうに伺つたものですから聞いたのですが、そうじゃないですか。各省共通ですか。

○政府委員(宮地茂君) 文部省だけ定員化がうといと言われまして非常に恐縮に存じますが、別に私どもはうといと思つておりません。ただ文部省といふたしましては、いわゆる学校というよその官庁にはない特殊な機関をかかえておるものでございますから、どうもよそと比較のならないものが大部分なのでございます。定員にいたしましたも、文部省定員約八万前後でございますが、そのうちのほとんど九割何分までが大学でございます。まあそういう関係で、非常に今度の定員化が三十七年度五千名も出るのはごくすくすくしておるのじゃないかというお話でございますが、これは従来からよその官庁にない学校の獲得のやり方といたしまして、庁費等から支弁しておつた職員が多かった。もちろん大学では学年進行とかあるいは講座とかといったようなきちんと数字の出る職員は出るのでございます。何しろそれぞれの研究室等で研究をいたしますのに、その主任教授なりがいろいろやはり補助職員を必要とするということは、まあ人によつても違いますし、学校によつても違ふ。そうしますと、ある学校ではきちんとその定員以外はまかなわれない。あるいはある学校は大学附置の研究所では研

究費の一部をさくとか、これまあいろいろ画一的に私のほうでいたしておりませんので、できる限りその研究に都合のいいような形をとつていただいております。したためにこういう非常勤職員ができたわけでございます。したがうまして、五千人も今度定員化されるといふことは、おそらく各省にはないと思ひますが、だからといって、文部省だけがうとかつたというやうに御判断いただくと、恐縮には存じますが、多少酷評ではないかと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

それから今の八等級のあれですが、これは定員外職員の定員化でございますから、教育関係の職員以外につきましては、行(一)、行(二)の一般行政職はこれは官庁と同じでございますから、これは大蔵省に聞いていただいても、おそらくいいと思います。大丈夫他官庁と同じだと思ひます。教育職員は、これは文部省だけの獲得のものですから、これは違つた形になる。

○鶴岡哲夫君 よくわかりました。

次に、今度五千四百五十二名定員化されるわけですが、この五千四百五十二名の定員化の現実の処理としまして、現に国から給与を受け、恒常的に勤務し、フルタイムに働いておるといふものは今度定員化されるといふうに見えていいわけですか。それともこの定数を五千四百五十二名という定員化の数を、各大学あるいは各研究所等に割当しまして、その大学なり研究所におけるところの判断によつて処理されるというふうに考えていいのですか。

○政府委員(宮地茂君) この五千四百五十二名の定員化によりまして、いわゆる行管の調査、閣議の決定に基づきまして五千四百五十二名が定員化されて、それ以外になおかつ残るのは国立大学で百五十二名おります。この百五十二名という人は定員化されないのですけれども、前にも申し上げましたように、この中には、昨年の七月二十日現在で調査したときに、たまたま夏場の季節的労働者として勤務しておつたというやうな職員も全部この調査の対象になつたわけですよ。その結果、季節的労働者がたまたま七月二十日におつたということですよ。これは季節的に雇はばいいので、定員に入れるべき職員ではないというふうに判断された人、それからあるいは芸術大学等にはモデルがおりますが、モデルというものは何れも定員に入つて国家公務員になる必要がないと言つては恐縮ですが、むしろモデル自身が国家公務員になりたくない、いろいろほかの職場もございまして、そういう関係で、そういう非常な季節的なもの、臨時的なものが入つておるわけでありまして、したがうまして、定員化する必要のある職員は、百パーセント定員化されたといふふうにお考えいただいていいと思ひます。もちろん前にも申しましたように、国費で支弁されていない職員につきましては、これは別でございます。いわゆる病院の無給助手とか、あるいは研究生とか、そういう人は別でございます。ですから、定員化すべくして定員化されなかつた職員は、全然ないといふふうにお考えいただいてけっこうです。

それから五千四百五十二名はどのやうに割り振るのか。これは昨年の七月二十日行管で調査いたしました結果、トータルがどういふやうに五千四百五十二名とか、あるいは百五十二という数字になるのございまして、それぞれ各大学とか個々の研究所についての積算があるわけですよ。したがうて、これを配分しますのは、それぞれの大学のほうに配分するわけでございますが、大体大学から申し出てきておられる積算の基礎になつた数字にほとんど一致すると思ひます。しかしながら、ただ大学によりましては、特殊な事情で非常にこういう非常勤職員をたくさんかかえておつた、ある大学ではそういうやうなことは極力避けておつたといふやうに扱いがまちまちの点もございまして、双方に支障のない限り、ある若干の修正は本省のほうで適正にしたほうがいいのではなからうか、このやうに考えております。ですから、大体実態調査の結果、それぞれ大学におつた人、大学から出された数字が大半基礎になります。若干の修正はいたした。しかしながら、定員化されるべくして定員化されない職員は全然出ないやうに、もちろんいたします。

○委員(河野三君) ちょっと速記をとめて。

○委員(河野三君) 速記をつけ

○委員(河野三君) 私そういうことを伺つていますのは、大学によりましては、今回五千四百五十二名定員化になるその場合に国からは支給されていないけれども、学校校友会なり、あるいは後援会なり、あるいはポケット・マネーから支給されている人、そういう人を定員化するやうな動きが相当あちこちに出てくるやうに私は聞いておるのですよ。つまり今は無給なんです。国が支払っていないわけですね。しかし、その人が二年なり、三年なり、さきに言つたやうな校友会等の金によつて支給されておる。国から支給されているものが一年か一年半しか出てない。そこで、国は一年か一年半程度勤めておる人はやめて、二年なり三年なり校友会等によつて支給されている人たちの定員化したいと、こういう動きがあるものですから動きがあるというやうに聞くものですから、伺つておるわけですよ。

○政府委員(宮地茂君) 私のほうにいたしましては、定員化されるべき人が定員化されないで、定員化されなくていい人が優先的に定員化されるやうなことは絶対にないやうに、定員化すべき人は全部定員化するやうに大学に指示いたしております。ですから、御心配のやうな点は万々起こらないと思ひます。

○鶴岡哲夫君 御承知のやうに、この五千四百五十二名という数字は、個人調査、悉皆調査をやつてその上にきまつた数字だつたですね。ですから、個々の職員にとつてみれば、定員化される人たちにとつてみれば、これは調査されたから、おそらく定員化されるのではなからうという期待感を持つておるわけですよ。もちろん、その中には百五十二名も定員化されない人たちがいらっしゃるやうですが、圧倒的にはほとんど全部の人たちが定員化されると思つておるのだけれども、どうもそうではない。国の経費で支給していない人たちがなるのじゃないかというのを聞いて

ておる。ですからお伺いしておるのですが、今の官房長の答弁は、そういうことはないということです承いたしたいと思います。

次に、教務職員の問題について
ちよつと伺いたのですが、これは一
昨年の八月に、行政管理庁が、大学に
おきます科学技術教育行政監察という
ものを行ないまして、その結果に基づ
いて勧告を行なっておるわけですね。
で、私はこの問題を、その年の年末
に、この勧告に基づきまして、教務職
員等の問題について文部省としてどう
いうふうな勧告を実施されるのかとい

う点を、若干の点にわたって伺ったわけなんです。それが現実にもう私は軌道に乗らなければならぬと思うのですが、この勧告は、御承知のように、非常にはっきりしておるわけでして、大学における科学技術教育研究体制は全般的に不十分な面が多い。もろもろの点について画期的な拡充が必要であるというふうに指摘しておるわけですね。その中で問題になります教務職員の問題を取り上げて伺ったわけですが、これは教務職員の数を補充するということは非常に強く要望しておるわけですね、行政管理庁の勧告の中で。したがって、そのときも伺ったのですが、努力したいということだったが、一体、教務職員というのはどういう形に増加してきておるのか、画期的な措置がとられておるのかどうかということとを伺いたいわけなんです。なお、御存じのように、同年に日本学術会議設置研究所、所管研究所等について全面的に調査を行なって、この教務職員について同じような意見を出しておるわ

けですね。ですから、この教務職員が不足しておる、すみやかにこれは補充しなければいけないという強い勧告なんですね。でも、一体、これはどういうふうになっておるのか。私の調査したところによると、どうも甲乙という教務職員、教育職俸給表の五、四というところは逆に減っておるように見えておりますし、それから六等級の教務職員についてはちよびりふえていますけれども、画期的にふえておるというふうには受け取れないわけですね。だから、その点について伺いたいと思うのです。

○政府委員(宮地茂君) 教務職員は三十七年度で、三十六年度千九百二十七名に對しまして六十二名の増の千九百八十九名でございます。ただ、いろいろは大学におきます教職員につきまして、はいわゆる行(イ)の技能職員を行(ロ)のは技術職員にかゝる、行(ハ)の技術職員が教育職(ウ)のいわゆる教務職員にかゝるべきであるというような陳情等もございまいすし、実態もそれにこたえてやる必要のあるものもおありますので、そのような措置もいたしております。技能職員が技術職員に來年度、行(イ)から行(ロ)に三百一名振りかえております。(ニ)に三百一名振りかえております。それから行(ハ)の技術職員から教育職(ウ)の教務職員に二百二十四名振りかえおります。それに、そういう基礎に立つて教務職員六等級は三十七年度六十二名ふやしておるといふ關係になつておりますので、御趣旨のような点は、これで十分とは申せませんが、相当努力いたしておるつもりであります。

○鶴岡哲夫君 この勧告によりますと、講座制大学においては一・一・二という、これは守られておるけれど

も、補助職員に至っては全く考慮が払われていないという指摘をしておるわけですね。逆に振りかえ人事によつて、教授、助教授の定員を増加する場合に、その引き当てにされておる、減員されておるといふ場合が多いといふことを指摘しておるわけですが、私のことを指摘しておるわけでは、教務職の甲乙は逆に減つておるといふふうに見ておるのです。本年の三十七年度においても全然増加していないのじやないかというふうに見ておる。ただ、丙について、今おっしゃつたような若干の増加があるのじやないか、ちよつぱ

り増加があるのじゃないか。ただ、勧告が示しているような非常に画期的なものにはとうてい及びもつかない。三十五年の勧告ですから、三十六年に実施できがたかったとしても、三十七年度はやはりはつきりすべき問題だと思えるのです。科学技術振興々々とお話になりますけれども、実際、現場においてはなかなかそういっていないという実情じゃなかろうかと、こう推察をしておるわけです。ですから、この行政管理庁が勧告いたしました画期的な措置をとるという点について。

○説明員(村山松雄君) 教務職員の増員の問題は、大学における教育研究を充実させるために、教官のみならず、教官の補助的な職員を充実すべきであるという趣旨において、行政管理庁なり学術会議なりで勧告されておるものものと承知しております。元來、国立大学におきまして講座を設置する際には、積算の基礎といたしまして、教官の教授一、助教授一、助手一ないし三というものが、非常に確立した予算の基準として運用されておりますが、補助職員

の積算につきましては、従来、必ずしも明確な基準がなくて、特に、最近におきましては、定員増加が、政府職員の増加抑制というような一般原則に国立学校も規制されまして、非常に困難になりましたために、補助職員が増員できないというのが、非常な問題になっておりまして、行政管理庁や学術会議の勧告にもかかわらず、はかばかしくいっておりますことは、これは事実でございますして、文部省といたしましても遺憾に存じております。ただ、昨年ごろから定員増加抑制が、特に政策的に、重点的な分野、たとえば理工

系の技術者養成のための学部学科の設置などにつきましては緩和されまして、ここ一兩年の学科の増設や講座の増設の場合の定員増加の場合には、単に教官だけでなく、補助職員もつけて予算が措置されております。最近でございました学部学科につきましては、著しく改善されております。ただ、従来ありました学部学科につきましては、補助職員が足りないというの、これは文部省といたしましても認めておるところでございまして、これの充実にははげしいと思っております。実は昭和

三十七年度の予算におきましても、特に教育研究を重点的にやらなければならぬ。大学院、大学におきましては、一講座当たり非実験で〇・五人、実験系統では一講座当たり一人といったような、研究補助職員を増員を要求いたしました。これも予算の政府原案の査定段階で認められるに至りませんが、実現を見ておりませんが、引き続き、大学における教育研究の画期的な充実という見地から、努力いたしていただきたいと思っております。

○鶴岡哲夫君 この問題は、実際その大学にある者にとって、あるいは自然科学、技術研究、基礎研究等をやっている人たちにとりましては深刻な問題でして、行政管理庁もそういう意味で、非常に強い勧告を出しているわけです。日本学術会議だって同じような趣旨だと思うのです。ですが、私の拝見するところでは、先ほども申し上げたとおり、教務職の甲、乙というものは逆に減少している。それはおそらく転出していくのだらうと思うのです。転出していくということと定員がふえないということとあると思うのです。

が、丙についてもまことに微々たる増
加しかない。おっしゃるとおりに、は
かばかしくないことは、はなはだ遺憾
だと思ひます。これについては、大臣
にもひとつ、伺つておきたいと思ひま
す。

続いて、この教務職の問題につきま
して、前回私、取り上げましたとき
に、これは待遇が悪いのじゃないかと
いう点を取り上げまして、特に各省の
試験研究機関、研究職に該当するの
ですが、研究職の人たちの俸給表を見
た場合に、これは折れ曲がりに入っ
ているものというものは、ほとんど
ないのです。コマ以下のパーセン
テージになるわけです。ところが、教
育職俸給表の一番下のほうの六等級
は、二五％という人たちが折れ曲がり
に入ってしまう。あるいは五等級でい
いますと、実に四〇％近い人たち
九％という人たちが折れ曲がりに入っ
ている。こういうことは、各省の試験
研究機関にはないと思うのです。コ
マ以下なんです。そこは一体何から
きているのか。何か非常に古い講座制

し、農地被買収者問題調査会に関する件について山本委員より御質疑の御要求がありましたので、これを許します。なお政府側からは、小平総務長官がお見えになりました。

○山本伊三郎君 文部省関係の審議中ですが、ちよつと総務長官お忙しいようですが、ほんのわずかですが、質問したいと思います。

臣、農林大臣に質問したのです。きょうも総理大臣に思ったのですが、なかなか忙しいので来られないのですが、当面の、何といひますか、関係者として……

農地被買収者の問題の調査会、昨日ですか一昨日の調査会で相当いろいろ問題が出たようです。予算委員会では一切そういうことを私も聞かなかったのですが、発表されていらないのです。新聞では、二十億融資が不満であるというので申し入れをされたようですが、私らもこの法案を取り扱った一員として非常に関心を持っているのですが、許せる範囲でひとつ聞かしていただきたいのです。

○政府委員(小平久雄君) まず結論から申しますと、本日午後二時ちよつと過ぎでございましたが、調査会の工藤会長が総理のところに見えられまして、一昨日の調査会における決定に基づきまして総理に申し入れをなされました。きわめて簡単でありますから、念のため、御参考までに申し上げますと、

申し入れ書
農地被買収者問題調査会は昭和三十六年七月十三日以来、政府の諮問事項につき鋭意審議検討中でありまして、いまだ答申の運びに至らざる前に政府において農地被買収者に対し二十億円の融資が公表せられたことはなほ遺憾であります。よって当調査会は諮問事項に対し答申のあるまで、右資金の貸し出し実施等、農地被買収者に対する特別措置の実行を延期せられるよう厳重に申し入れる次第であります。

昭和三十七年三月十三日
農地被買収者問題調査会
会長 工藤昭四郎

内閣総理大臣
池田 勇人殿

こういう内容になっております。そこで、一昨日十三日の調査会におきまして、私に出でくるようにというので出て参りました。その前回の調査会——先月の二十七日の調査会にも出てこいというのでございまして、その際も出て行つたのであります。先月二十七日の際におきまして、今回政府が二十億円の貸し出しをする、そのために法律といたしましては、これは御承知のとおり、国金法の増資というだけでございしますが、そういう処置をとつたことに対して説明を求められましたので、これは総理なりあるいは大蔵大臣なりが国会において御説明申し上げておられる立場でやつたものであるというのを私からお伝えいたしました。さらにその際話が出ましたことに、まあ委員の中から国金貸し出しというものが一般の国金のやり方であるならば、他に前例もないわけではなから、一応調査会の調査してあることは関係のないことであるというふうな理解できないこともないといふような御発言もございました。そこで、この貸し出しの方法について、実際貸し出しを行なう場合において、それ以前に調査会の方の答申がかりに出たという場合に——その答申もまだどういふものが出るか、これは一向何もわからないのであります。が、これまたかりに今回政府がとらんとするところの処置と何らか関連するよう内容の答申が出た場合においては、

政府の考へておる貸し出しの方法等について、これを答申との間で調整をする意向があるかどうかという話が出たわけでありまして。それについて一昨日の調査会で回答を求められたわけでありまして。

なお実は、私は、今申し上げた点だけが先月二十七日の調査会で問題になったと、こういう報告を受けておつたのですが、その点だけお答えしようと思つて出て参つたのですが、一昨日の調査会でさらにもう一点、調査会の答申が出るまで貸し出しの実施を延期するといふことができるかどうか、そういう考へがあるかどうかというのをやはり先月の二十七日の国会の際でも話が出たのである、こういうことを申されました。結局まあその二点について説明しよう、こういうことでございしました。

そこで、第一点のほうにつきましては、政府の貸し出し実施が開始前にこれと関連のある答申が出ますならば、その間調整をいたしてやることには何ら差しつかえがありません。それは十分答申を尊重して調整いたすつもりであります。こういう御説明をしたわけでありまして。

それから、ただ貸し出しの実施自体を答申が出るまで延期せよと、この点につきましては、今政府の立場として、すでに閣議決定も御承知のとおりは、すでに閣議決定を御承知のとおりしたわけですから、閣議決定をして提案をいたすという際において、あの法案が今後国会でどういふ取り扱いになるかはわかりませんが、かりに最初から、法案を出す以上は貸し出しの実施自体を調査会の答申が出るまで延ばしますといふことを私のほうとしては、

政府の立場からすれば、これをさうに申し上げるわけにも参りませんという、実は御説明をいたしたわけでありまして。そこで政府側は退席をしておりまして、委員の皆さんだけで御相談をなさまして、その結果いろいろ今述べましたような申し入れをさらにいたすといふことに決定をいたしました次第であります。そのことは一昨日、会が終りましてから工藤会長から口頭で私も承りました。本日書面で正式に申し入れをされた、こういう事情であります。

○山本伊三郎君 この問題は、実は小平総務長官もすでに御存じのように、三回の国会を経てようやく第三十四国会で成立した問題だし、非常に問題点を含んでいことは御存じのとおりです。われわれとしては、基本的には反対であるのですが、これは党派を一応別にいたしまして、われわれ内閣委員会で各種審議会なりあるいは調査会を一致して通すのですが、文部省の中にもまたこの調査案件の問題もありませんが、われわれが誠心誠意をもつていろいろ質疑応答して、わが党が反対するせぬは別にして、通したやつをその趣旨に沿わない運用を政府がされるということになれば、われわれここで審議したつてどうせ政府は守らないのだ、こういうことになると、国会の審議に対する一つの冒瀆ではないかと私は予算委員会でも言つたのですが、それとこれとは別だと農林大臣は特にさういふ点を主張しておられる。この審議のとき、小平総務長官の説明だと思つたのですが、そのときの説明を聞くとさうではないのです。融資の措置は別であつた。一体何を審議するのか。私は

融資も——それから補償の問題はこれははっきりしておりますから、さういふことは別として、その他の何らかの社会的問題をうまくおさめるための方法は考えられる。したがって、社会的な問題が出ておるが、それをうまくおさめるという中に、さういふ方々に融資をするのだという考へは含まれておると思つた。これは常識上だれも考へておつた。それが不幸にして政府はそれを独自の立場で今年度予算に二十億という融資を国民金融公庫を通じて出す。これ自体も相当問題がある。きょうは私融れませんが、小平総務長官は非常にまじめな人だと思ひます。答弁を聞いておつても、けれどもある答弁はされないので、けれども問題の幹事役と申しますか、さういふ方であるといふことを聞いておるのですが、これは相当将来に尾を引くといふことも十分考へてひとつ關係に進言をしてもいいと思ひます。申し入れは今聞きました。私はもつともな申し入れだと思ひます。また、審議会、調査会ですが、調査会の権威というものは私は地に落ちたと思つてゐる。政府ももしさうやるならば口頭でもさういふことをやるのだといふことを別に諮問をして、それだけを早期に結論を出してらうと、さうしてそこから措置するのがこれは調査会に対する政府の態度だと思ひます。それを片一方で調査会で一生懸命調査しておいてこれは別だといふことを出すといふことは、国会の立場からいつてもわれわれは承知しない、調査会の立場としてもこれは承知しない。この点はひとつさういふお申し入れがありましたので、私は特にあなたを通じて総理大

臣なり、大蔵大臣なり、あるいは閣僚に言ってもらいたい。もう一回ひとつ誠意をもってその申し入れについて閣議決定ではあるが、申し入れがあった以上はこれを中心には僕は相談してもらいたい。そうして誠意を尽くしてもらわなければわれわれとしておさまりません。これだけひとつあなたに言っておきます。時間もありませんから、きょうは事情を聞くために来てもらったのですから、申し入れについて閣議でもう一回諮って相談してもらいたい、これについてお答え願いたい。

○政府委員(小平久雄君) だんだんのお話でございしますが、実は政府がこの措置をとるに至ったについて、先月二十七日の調査会の際に、今山本先生からお話のように、こういう措置をとる以上は調査会の方にもお話をすべきではなかったかというお話も実は出ました。出ましたが、私はあの際も実はいろいろ考えたのでありますが、政府としては——これは先生と考へ方が遺憾ながら違ふわけですが、一応別個の措置をとるのだ、こういう立場をとっておりまます関係上、もし調査会に政府としてはこういうことをやるつもりだかというようなお話をすることによって、かえって調査会に何らかの影響を与えるというようなことでもありますと、調査会の独自の御判断、自主的な御判断というものを妨げることになりはせぬか。そういうことも一応想像もできるものですから、私自身、総理府にある調査会の方には何らその点御連絡も実は申し上げなかつたわけでありまます。これはいろいろ見解があるかと思ひますが、私はそういう立場からなるべく調査会には独自のあり

いは自主的な御判断、御審議をお願い、こういうつもりでやつたことである、連絡をしなければならぬことであるという——私は初めからそういう考へでございましてそれからそのまゝ御説明をいたしておいたわけでありまます。今回のことも、これは先ほど申しましたとおりの、調査会の独自の御判断でございふうなお申し入れをしようだいたしたわけでありまして、先ほど申しましたとおり、申し入れは会長から総理大臣に直接お申し入れがあつたわけでありまます。総理としてももちろんこれをよくごらんになつておられるわけでありまますから、われわれといたしましては、申し入れの趣旨というものを十分理解をいたしまして今後やつて参りたいと考えております。ただ念のために申し添へますが、この申し入れをして下さいまして、きょう総理と面会の際の会長のお話も、できるだけ調査会としても審議を急いで結論を早く出すつもりである、こういうお話もございまして、次回は今月の二十六日に調査会をお開きになられる、こういうことになりましたようであります。以上であります。

○山本伊三郎君 もう一つだけ。これは答弁はできなければならぬですが、これは大蔵大臣に言うべき問題ですから、これは特に問題が関連してありますから言うておきます。国民金融公庫にこれを取り扱わせること自体相当問題がある。国民金融公庫におけるこの分については利率を特に引き下げるといふ方針らしいのです。大体国民金融公庫は九分だと思ふ。それを六分五厘でやるといふことを——僕は質問の後であつたので追及できずに時間切れ

で終わつておりますが、いろいろこの問題については、国民金融公庫自体の運用上非常に困るということも国民金融公庫運営者自身からも私は聞いておるのです。したがつて、私は、これは将来大きな問題を——わずかながら道を開くのだと盛んに大蔵大臣、言つておられるが、これは相当問題が各方面に発生するので、十分その点を考慮して、国民金融公庫法を改正するならばその点を十分審議せぬと、何かこういう強い与党の力があつたからといつて簡単にやることは、これは相当大きく問題が発生するといふことを特にあなたから伝えていただきたいと思ふ。あななた専門でないから答弁を私求めませんが、特にこういうことを言つておきたい。

○鶴岡哲夫君 関連。別だという話を今聞きましたね、ちよつと別だという理屈を開きたいのです。これは総務長官に伺つてもしょうがないような気がするんですけれども、「別に」という論理を開きたくなるわけなんです。私は、選挙制度審議会にしても、それから農地購買者問題調査会にいたしましても、非常に関心の高い審議会なり調査会なんですね。しかも最も注目されてゐる審議会なり調査会なんです。が、そういうものが、一方は答申して、一方はすつぽかしてしまつた。そしてストライキ宣言まで審議会がやつてしまふ。今度はこつちのほうの調査会、盛んに文句をつつけているというやうなやり方は、どうもうしろを向いてゐるやうな気がしまして、自分みずから、政府みずから自分の首を絞めてゐるやうな気がするんですけれども、そういううことになりますれば、さつ

き山本委員が言うように、今後審議会の設置については、よつぽどわれわれも腹を据えて締めに締め上げておかなければならぬといふやうな気がするんです。どうですか。あまり変じやないですか。別だという論理を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(小平久雄君) 実は、その点につきまして、私が御説明申し上げる資格はないんじゃないかと思ふんですが、御承知のように、予算委員会等において、山本先生言われましたやうなことにございまして、総理あるいは大蔵大臣など十分質疑応答があつたわけですが、今度の処置は国金法の一部改正、表向きはそういうふうな改正だけでやられてゐるわけでありまます。それは大蔵大臣の所管でありますので、私が直接その点に触れることはいかかと思ひますので御遠慮申し上げま

○委員(河野三三君) 議題をもとへ戻し、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は、順次御発言を願ひます。鶴岡君。

○鶴岡哲夫君 どうもさつきの答弁を聞いておりますと、何か弱いんですね。何か技術者とはどういふものかという私の聞くやうな話ではまづいいですね。ですから、技術者が不足してゐる、どうにもならなくなつてゐるということ、を盛んに指摘してゐるわけですね。その充足をどうするかという問題、それから処遇上特別な考慮を払ふ必要があるというやうな言い方、そういう問題について、どういふやうに文部省としては考へておられるか聞きたいわけ

です。充足の問題と処遇の問題、二つについて聞きたい。

○説明員(村山松雄君) 大学で勤務いたしております技術者にもいろいろな種類がございまして、ただいま御指摘になりましたやうな、たとえば原子炉ですとか、それから大型加速器のやうな非常に高度かつ複雑な操作技術が必要とするものもございまして、それから官房長がちよつと口走りましてけれども、大学の学校工場等働いておるかじ屋とか大工とか、そういう技術者としてそれぞれ必要な職員でございまして、これをいかに充足し、いかに取り扱うかといふことは、大学教育を円滑に推進するためにきわめて重要な問題であることは御指摘のとおりでございまして。そこで、これらを充足し、使う場合の第一義的な処置は、国立大学の場合ですと、各大学におかれまして、それぞれ実情に応じて定員を必要とするものは概算要求の形で要求し定員化して、それで具体的な人を採用し勤務せしめるというやうな形をとるわけでございます。そこで、たとえば原子炉の運転責任者ですとか、あるいはファン・デ・グラフとか、サイクロトロンとか、そういう機械の操作責任者などは、その資格や御本人の将来の問題なども考慮いたしまして、技官という形よりはむしろ教官として所要の定員を措置し運営していくほうが妥当ではなかつたかといふ工合に考へておられまして、現実にもむしろそのやうな形で措置されております。それからごく一般的な技能者につきましては、雇用人あるいは場合には、よつては優遇の必要がある場合には、

雇用人の中で教育職給与表を適用した
い、いわゆる教務職員というような形で定
員化し、それから運営するといったよ
うなことをやっております、それぞ
れの段階に応じて、第一義的には大学
の計画に従ひまして、文部省と大学と
話し合ひまして定員化し運営するとい
った措置を講じておりまして、これ
の充足にはかなり困難は感じておりま
すが、個々の場合についてそれぞれ善
処いたしまして、今日までのところは
大遇なく運営されておるように承知し
ております。

○鶴岡哲夫君　今の犬遇なくというより、なほお話なんですけれども、しかし、學術會議の文書を見ましても、勧告を見ましても、非常に困難を來たしておるという書き方をし、それからこれは充足しなければいぬという勧告です、それから処遇も特別の考慮を払ふ必要があるという言い方なんです、ですから、おっしゃったような原子炉の問題だけではなくて、こういうような場合が非常に多くなつておるといふ言い方をしておるわけですね。ですから、一例や二例の例ではなくて、もっと広範にわたる問題になつてきておる

ども、どうも積極的な見解がないように
 思いますね。それにもこたえていな
 いことになりますよ、それでは、もう
 少し明確にひとつ答弁をいただきたい
 と思うのですがね。

○説明員(村山松雄君) 技術職員の中には、教官もおりますし、技官もおりますし、それから行(ない)し行(適用)の職員もおります。雇用人と申し上げましたのは、ちょっと古い用語がついに口に出ました次第でございます。御訂正申し上げます。

○**國園哲夫君** この技術系の助手待遇の教務職員あるいは技術系の助教授待遇の教育職俸給表を適用するというようなことのお考えはございませんか。もつとやはりそういう面を考える必要があるんじゃないかと私は思っておりますのですけれどもね。特殊な例になりますけれども、今言ったような考えはないかどうかということをお伺っておきたい。技術系の教務職員の四、五、六というもののに該当するものを作つていくという考え方ですね。そうでないと待遇改善にならないわけですね。なかなかなりにくいと私は思っています。いかがでしょう。

○政府委員(宮地茂君) 實は、技術職員でありながら、助手相当、講師相当、しかもごくわずかのものが助教授相当というものがございます。これは御承知のように、はっきりした年次は忘れましたが、數年前俸給表の改正がございましたときに、その當時いた者につきましてはそのような措置を講じたわけで、その後それが一般的なものとしての通用はされていないわけでございます。したがしまして、お説のように、今教育(一)の六等級の教務職員を助

手相当の五等級あるいは講師相当の四等級、できれば助教授相当の三等級にしたらどうか、これはいろいろ関係者からも承っております。ところで、現在の教育職(一)の俸給表の立て方が教(一)の一等級は学長、二等級は教授、三等級は助教授、四等級は講師、五等級は助手、六等級は教務職員とはっきりした区分になっておりますので、お説のようにするとしますれば、教(一)の俸給表の考え方を全面的に直さなければならぬ、と申しますのは、それは教務員に限らず助教授だって一等級の助教授があつていいじゃないか、あるいは

助手だって五等級じゃなくて四等、三等の助手があつていいじゃないかというふうになりますので、少なくとも教員(一)の俸給表全部について根本的に考え直さなければできない問題ではなからうか。こういうふうに考えますので、一つの考え方としては当然考えられる問題ですが、相当波及する点も広うございますので、また、問題もただ教員の俸給表に限らず、相当その他の俸給表にも影響いたしますので、今直ちにおっしゃるような方向に進むという考へ方はまだまともでないかもしれませんが、一つは

の傾聴すべき考えとは思ひます。しかし、当面の問題といたしましては、現在の六等級の一号から二十何号までありますが、その上のほうをもつとふやしていくということでも五等級相当くらいなものも実質的には六等級を伸ばすことによって目的は達せられないでもないのではなからうかというふうに考えております。一つの考え方として研究させていただきたいと思ひますが、今直ちにそれに転換するということとところまでは熟しておりません。

○鶴岡哲夫君 私、今までこの教務職員、補助職員あるいは技術者といわれる人たちの問題を取り上げて論議をしてきたわけですが、確かに学術あるいは技術的理工系の振興が盛んにいわれている。しかし、現実の問題としてこれらが非常に大きなネックになっているように思うのですけれども、そういう意味でこの人たちの問題について特遇なりあるいは要員の充足なり等の画期的な勧告もしておるわけですね。ですから、私はすみやかに文部省におかれても、これらについての積極的な見解を伺うような事態に至ることを切に

望みたいと思います。なお、これらの人たちはいろいろ学部配属されている者あるいは研究所配属されている者等によつても若干の違いがありますし、あるいは行(一)に入つておる者もある、行(二)に入つておる者もある。それから教務職員に入つておる者もある。教育職(一)に入つておる者もあるといふに、非常に雑多な処理の仕方をしておられると思うのです。そういう意味もかねまして、すみやかにひとつ是正の積極的な見解なり考え方が出ますように要望いたしましたので、次に試みに

いろいろ伺いたい点もあるのですが、学科、講座等新設に伴う五百七十四名という数字が出ておりますが、この中で一体どういうふうな区分けになっておるかということも伺いたい気も非常にあります。だが、これらはやめまして、熊本城の修理完了に伴う減五名とありますね。これはあとの処理は十分についておるわけですか、五名減だけで、それを伺っておきます。

○政府委員(宮地茂君) 十分措置されることになっております。

○鶴岡哲夫君 国立科学博物館、これ
はいろいろ言われておりまして、なか
か日本は一流国といえますけれど、
博物館はまことにさびしいという
ようなことは有名な話です。特にこ
でどうこうということも申し上げま
せんが、ただ、この内容を見ても
と、今ありますのは五課あるのだす
ね。学芸部の中に五課ありますが、
ずれも五名程度ですね。五名で課を
成して、日本の唯一最高の科学博物
館が運営されておるわけですが、ど
うもさびしいですね。それでこれは
地学関係につきましても、とにかく
科学博物

館に飾らなければならぬようなものが
一ぱい、学校なんか行つてみます
と、教室にガラス張りの中に置かれて
おるのですね。全国的な傾向だと思
うのですね。なかなかどうもこの博物館
というものはお粗末な状態に置かれて
おるように思いますね。大いに文句を
つけたいところですが、遺憾ながらど
うも……。まあとにかくこの代表的な
唯一の博物館の内容が植物学課、動物
学課、地学課、工学課等いずれも五
名で課ができておるといふのはさび
しい話ですね。

○政府委員(斎藤正君) 自然科学を担
当いたします博物館としては、おっしゃ
るように、研究機能といたしまして
も不十分でございますので、今回いわ
ゆる自然科学博物館らしい科学博物
館に拡充、改組して、その第一歩を踏
み出したということ、設置の目的
も変え、また、予算といたしまして
も、主として本年度は、教授級と研究
職員の増加ということで、十人の増員
をいたしました。将来といたしまして
は、私どもは研究の単位を八部二十一

課というような編成にしたい。

それから御指摘の各大学に散在してあります資料につきましても、大学の研究はそのときの担当者によって非常に必要などがあるといえますと、次に担当者からありますればその資料が活用されたいという状況でございますので、今回博物館がそういう研究の連絡のセンターにもなり得るようになりたいということで、そういう面

で各研究機関に所在しておりますところの資料等もだんだんに博物館のほうに移すように措置して参りたい、かように考えております。

○鶴岡哲夫君 終わります。

○山本伊三郎君 政務次官も見えておりますが、主として政府委員に来年度から出発する高等専門学校の設置についてひとつ聞いておきたい。たくさんありますが、要約して言いますから簡単に要を得た答弁を願います。

まず、国立学校関係の増員の、高等専門学校設置十二校三百二人、一校当たり二十五名になっておるのですが、来年度から出発する高等専門学校、特に政府が力を入れた高等専門学校といわゆる教習に、これで十分満たされておるのかどうか、これをまず聞いておきたい。

○政府委員（長谷川峻君） 三十八国会でできましたこの国立高専十二校は、まさに先ほどから御議論のありました科学者養成、しかも最も不足といわれている中級の技術者養成に当たる出発でありますので、初年度の問題については、文部省としては鋭意検討を続けまして、校長、事務長、その他初年度の教官の担当は全部済んでおります。

○山本伊三郎君 済んでおるといふのは、これはまだことしから雇っておるわけじゃないのですが、もうすでにこの教授に当たる人は、いわゆる予約済みといえますか、すでにきまっておるのですか。

○政府委員（長谷川峻君） 法案を御了解いただければ、三月一ぱいに上がるということをお願い申し上げまして、いろいろ選考準備などを進めて、準備行為としていろいろ選考が進んで校長予定者という名前、あるいは事務長予定者という名前前であつております。

○山本伊三郎君 くだいようですが、校長、それから管理者、それはいいんですが、この教授に当たる、いわゆる先生方、これも準備は進んでおるわけですね。念のため……

○政府委員（長谷川峻君） 進んでおるうちに承れております。初年度は簡単なあれなものですから、すぐ技術を教えるわけじゃありませんから、割によく準備ができておるうちに承れております。

○山本伊三郎君 次に、施設関係ですがね、もう施設関係はこの間の予算委員会における文部大臣の答弁では、一時仮校舎でやるということですが、十二校ともすべて仮校舎でやる準備をされておるのか、それとも新しく校舎を建てられておるのか。まあ、予算がまだ通らないんだから、そうはいかないと思うんですが、新設されることになつておるのか、その点の予定をちょっと聞いておきたい。

○政府委員（宮地茂君） これは十二校とも一応仮校舎で発足する予定にいたしております。仮校舎は準備万端整えて、四月一日からでも、法律が通りますれば、いつでも使えるように用意しておいております。

○山本伊三郎君 具体的に言いますと、旭川に一つ建ちますね。旭川の場合にはどこに仮校舎を求められますか、一つだけ聞いておきたい。

○政府委員（宮地茂君） これは北海道の学芸大学の旭川分校の一部使用しないところを使用する予定になっております。

たしております。

○山本伊三郎君 仮校舎でいける場合は、来年度予算の文部省所管の国立学校の九項目の校費というところを出ておるのですが、金額を言うて下さい。これは十二校全部です。

○政府委員（宮地茂君） 初年度経費を申し上げますと、トータルといたしまして十三億四千三百六十六万でございますが、運営費が一億六千九百五十九万、これは教員の給与を含んでおります。設備費が二億九千八百六十四万円、施設費八億七千四百八十三万円、総計十三億四千三百六十六万でございます。

○山本伊三郎君 そうすると、この施設費八億七千四百八十三万円、これは何ですか、すべて仮校舎ということですか、計上してあるのですか。

○政府委員（宮地茂君） 今申し上げましたのは仮校舎ではございませんで、新年度、三十七年度になりました新しく鉄筋の校舎等を建てます経費でございます。仮校舎等は今申しした数字の中に入っております。

○山本伊三郎君 そすると、十二校で……ちょっと僕は頭が悪いので、すぐ計算できないのですが、一校当たり幾らになりますか。

○政府委員（宮地茂君） これは、今十二校全部で申し上げましたが、一校ずつ申し上げようか。

○山本伊三郎君 平均で……

○政府委員（宮地茂君） これは十三億四千万ですから、十二で割れば大体一億二千万というところでございます。学校によりまして一億二千万のものもございまして、一億一千万のものもございまして、若干上下いたしておりますが、大体一億余りということになります。

○山本伊三郎君 全部で十三億四千三百六十六万円。施設費というものは、私は建物と土地について八億七千四百八十三万円だと聞いておるのですが、そういうことにはならぬのですか。

○政府委員（宮地茂君） これはいわゆる施設費でございます。校舎等でございます。土地は含まれておりません。

○山本伊三郎君 さっきあなたが土地は含まれていないと言われたのですが、土地を含まずに建物だけの予算でどうなるのですか。

○政府委員（長谷川峻君） 私が承知しておる範囲では、国有地あるいは県が寄付した県有地、そういうところを使えるものがあるのです。土地代金が非常に場合によっては安くもなつておるし、ただになつておる分もある、こういうように承知しております。

○山本伊三郎君 これは大臣に……まあ政務次官だから間違いないと思ひますが、予算委員会でも、若干そういう意味の突っ込みが足らなかつたのですが、いわゆる国有の土地を使うというのだから、それだけかと念を押したら、いやそれだけじゃない、やはり農地も必要があるんじゃないかというような意味

のことを言つておるのですね。したがって、私ら心配するのは、国有地であれば文部省と大蔵省と話をして無償で出ると思ひますが、県有地になると、やはり県が若干財政を無理して自分のところからそういう専門学校を建てたいという意向で、地方財政、地方自治体の財政から無理をして寄付するといふ場合もあるのです。それはどうなんでしょうか。

○政府委員（長谷川峻君） 今おっしゃつたような御議論が出ておりますことも承知しております。今度の国立高専につきましましては、私の承知しておる範囲では、とにかく国民待望の中級技術者養成ということでありまして、非常に各地が熱望されて、初年度において四十七校ほど作りたいという各県からの要請がありました。そこで、時によつて国有地あるいは県有地あるいはまた県が工面してでもその地方々々で何とかしてもらいたいというふうなことがあつたので、無理しない範囲においてそういう御要望に私のほうで沿うたような実情であります。

○委員（河野謙三君） 速記とめて。

○委員（河野謙三君） 速記とめて。

○委員（河野謙三君） 速記とめて。

○委員（河野謙三君） 速記とめて。

○委員（河野謙三君） 速記とめて。

○委員（河野謙三君） 速記とめて。

○委員（河野謙三君） 速記とめて。

できないですね。政府が建てる国立学校については、やはり政府があらゆるものの費用を考えて計画すべきだと私は思う。法律上もはっきりしているやつを、そういう浄財は、要望があるから、陳情があるから、そういうことだけで、文部大臣がそれに乗っかってやるといふような考え方は、われわれとしては承服できないのですが、その点どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 地方の民間の浄財に依存するという考え方でございまして、地方公共団体に負担してもらおうという考え方はございせん。ちよつと見方を変えてお考えいただく意味もあるかと思いますが、私立学校を中心に国公立の学校施設の整備等につきまして、民間の浄財になるべく多く集まり得るようという一つの考え方が、教育政策上あり得るかと思ひます。たまたま、高等専門学校が創設されます初めに、敷地の問題という具体化した課題を中心に考えますと、民間浄財に依存することはちよつと妥当でないように思ひますが、先ほど申し上げましたように、あくまでも地方公共団体に任せてもらうというのじゃないに、高専の誘致される当該都道府県等における産業施設を中心として、民間の浄財をもって敷地を心配して下さるとなれば、民間の浄財が学校施設、研究施設等に寄付せられまして、教育の振興に寄与するという一面もあるかと思ひます。しかしながら、国立学校を作るときに、敷地は全部地元の間でありましようとも、民間浄財でありましようとも、負担に待つのだという従来の慣例となつておるような考え方が、理論的に、制度的に正しいことだ、こう私は言い切れないと内心、思ひます。思ひますが、現実問題としてしましては、従来、公立学校の設置については、当初申し上げたとおりの歩き方をしてきておる。また一面、今申し添えましたような考え方もないではない。ごかんべんただけようかと思つて、この敷地の概算要求はいたさなかつたわけでございまして。将来の問題としてしましては、御指摘のとおり、検討すべき課題であるかと思ひます。

○山本伊三郎君 文部大臣は自分からさつき言われたから、私は文部当局に追及したいのは、そういうものを一応これを施策として出したのだから、こういう土地もこういうものが要るのだというところで文部当局は要求して、なおかつ政府において、それはだめだ、金がないから、こういう方法でやれというなら別ですが、文部当局は初めからこれは民間の浄財によるのだという考え方で、土地の問題は、これは全然触れずに計画されておる。ここに私は問題があると思つて質問しておるのです。あなたがさつき言われたのです。あなたが、そういうことが、私は、文部当局の頭を切りかえてもらふね、小中学校におけるPTAの負担なんかも、だんだんいろいろと解消されつつあるよ。うですが、文部当局の頭から、とにかく、民間の浄財にすべてよるのだという、そういう既成概念を持っておられる以上は、これは承服しがたいと思ひます。学校を建てるのに土地が要ることは、初めからわかつておるのだ、そういうものを入れて、なおかつ、予算措置上できないという結論が出て、ある部分については浄財によるのだ、

そういう結論が出たのならいいが、初めからそういう考え方で出発されるといふことについては、私は文部大臣に對して追及したいと思ひますが、その点どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先刻申し上げましたように、従来の国立学校設置の場合の慣例に従つたということ、そのことに検討を要する問題があるという御指摘だと思ひますが、私も、氣持の上でそう感じないわけではございませんが、今後、将来の検討の課題とさせていただきますと思ひますが、さつき言つた、いささか申し添えさせていただきます。ただ、弁解しますけれども、先刻申し上げましたように、民間の浄財が教育機関に集まるということ、そのことは拒まるべき性質じゃないか。また、中学卒業の生徒を募集したしまして、いわば工業高等学校の第一学年にも比すべき高専第一学年から始まりまして、五年間の一貫した専門教育を授けるというわけですが、その都道府県に工業高等学校が国費をもつて一校新設されるということでもございまして、高校急増対策の一つとしても、変則なことではあります。しつて言へば言えないことはない、工業高等学校一校建てれば、三億なり四億の施設設備に要する、維持費が一億四近のものに要するということ、国が国民にかわり施設するんだという受け取り上が都道府県の住民側からいへば一応あるうかと思ひますが、そんなことも念頭に置かれておるんじゃないかと想像するわけですが、非常に熾烈な誘致の御要望があり、しかも敷地に對しては公共団体の負担ということではないに、民間の浄財で何とかしたいと

いう御意向もあつたものですから、それに便乗したような格好の予算になつたことは御指摘のとおりでございまして。今後の一般問題として、どう考えるかとおつしやれば、御指摘のような意味合いもございましてから検討をしたことは考えておるわけでありまして。

○山本伊三郎君 民間の浄財と言われますが、先ほど官房長は、県有地もやると、そういう答弁があつたのです。大臣はそういうことは全部否定されておるのですか、その点の食い違ひだけはつきりさして下さい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 現実に十二の高専の敷地として県有地を予定しているところがあるかどうかは、私自身確かめておりませんが、あり得ることだと思ひます。ですから、これも民間の浄財をもちて県有地を払い下げてもらつて提供してもらふというのでなければ筋は立たないと私は考へております。

○山本伊三郎君 それは間違いないですね。それについて問題があるのだから、一応県有地であろうとも、それをそのときの時価によつて、浄財によつて買つてそれを学校の敷地として寄付する、これに間違ひないですね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) これはまあさつき御指摘ございましたように、公共団体が、国の施設の敷地としまして、当然に負担することは制度上禁止されておる建前から申しまして、私の今申し上げるような措置は必要なことだと思ひます。

○山本伊三郎君 必要ではなくして、それは現実に問題があるやに私聞いておるのですよ。したがつて、大臣が国

会で言われても往々にして末端では間違つたほうにそれていく場合が多いから、私は特にきょう大臣に来てもらつて聞いておるのです。そうでなければ別に政務次官さんでもほかの人でもいいのであつて、大臣に聞きたいのはその間が買つて寄付するということについて、その払い下げるといふけれども、きわめて名目的であつて、県がそれを他に利用すれば相当価値のあるものを、ただそれをやることになるという問題になるので、一応民間に払い下げ、そしてまた逆に寄付するという、そういう方法をどうしておることもあつて、聞いておる、これは私実際見てきておりませんが、そういうことがないかということ、私今確かめておるのであつて、そういうことが必要ということではなければそういうことはないのだ。先ほど冒頭に言われましたように、民間の浄財だけで土地を獲得してそこに建てるんだ、こういうことの方針がはつきりと大臣から言つてもらいたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりでございまして。

○山本伊三郎君 そこで民間の浄財と言われますが、私心配するのは、今度初めて発足するのです。どこの学校でもそうなんです、国立学校の場合でもそうですが、それがいつの間にかそこに入学する生徒なり、その父兄の負担に転嫁される憂いがないかどうか。憂いというよりも、それは文部省として厳にそういうことはしないのだと、これは国立学校ですから文部省の運営でできるのです。そういうことはないとはいふが、念のために……。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ございませぬ。

○山本伊三郎君 そこでもう一つ聞いておきます。そういう浄財でやるという、それはもうすでに見通しがついて、候補地ももうはっきりしておるのですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) はっきりしておるはずでございます。一々私みずから当たっておりませんので、具体的なこともお答えしかねますけれども、今までの私の報告受けました範囲では、見通しはついておると了解しております。

○山本伊三郎君 関係の政府委員の方、どうですかその点は。もうすでに三十七年の予算はおらく成立することば間違いないし、やられると思うのですが、候補地については、そういう浄財で提供するという土地は、話は進んでおるのですか。

○政府委員(宮地茂君) それはそのとおりでございます。それから予定地もほぼ確定いたしております。

それから補足でございますが、先ほど官房長が果有地と言ったという話ですが、私は今までの問題につきましまして、この席ではまだ発言いたしておりません。あるいは政務次官が言われたのかとも思いますが、果有地はございませぬ。

○山本伊三郎君 これは速記録見たらわかるが、おそらく政務次官だと思えますがね、果有地ということ聞いたと思うのですが、それはあなたがそれを否定されればけっこうです、果有地はそういうものはないのだと。

そこでもう一つ聞いておきますが、浄財でやると、なるほどこの議論で

はもっともらしいう聞かえるのです。が、実際問題でいやと言えないように、農地を提供しなくちゃならぬという、そういうことの事実が将来あれば追及しなくちゃいけません、今の話ではそういうことは全然ないように文部大臣言っておられるのですか、そういうことは聞いておられますか。また、そういうことはあつてなかるべきだと思ひますが、その点どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先日予算委員会でもどなたかにお答えしたわけですが、文部省としましては、できるだけ国有地を済ませるものなら済ましたいという気持は本来あつたわけでございます。結果が先ほど申し上げたとおりになつておるようですが、まあそこでやむを得ず、農地を充てるといふこと、これは現地におまかせするほかはないこととすけれども、そんなことのないように指導したいと思ひます。

○山本伊三郎君 予算委員会でも私あなたの答弁を聞いておつて、あのときの問題は農地の転用について、いわゆる農林大臣と、あなたに言つたことで、僕は費用の負担の問題できょう聞いておるのですかね。もちろん、学校は建てるのだというその雰囲気は押されて反対はできない。で、農地を提供するのに反対はできないのだが、非常にまあ価格を低く見積もられて、強制とはいわぬけれども、そういう方向にやられるやに心配している向きもたくさんあるのですよ。したがって、きょう聞きたいのは、そういうことはしない……。先ほど大臣の話では、民間の

浄財、ほんとうに学校を建てるために国の教育にいわゆる協力するのだ、したがって、私が言いたいのは、農民の負担でなくして、そういう浄財を出し得る奇特家のそういう浄財でやるのだと私は受け取つておるのです。それに間違いないでしようね。農民がそういうことに非常に土地を提供して、それに対する代償としては非常に不満なものでしんぼうせざるを得ないという、そういう結果がないというのを私今言われたと思うのですが、その点もう一ぺんひとつ聞いておきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) もちろん、今御指摘のようなことは、あらしめてはならない問題だと思ひます。ただ実際問題としまして、道路その他公共施設等にもあるように聞きますが、ほんとうに自発的に値段を安くする、あるいは一部を寄付するなどのいう方があるのを形式的に拒むのは、必ずしも私はそこまでいかぬでもいいのじゃないかと思ひますけれども、いやしくも農地ならば農民本人の意思を無視して強制的にやるなどということは絶対にやるべからず、こう思ひます。

○山本伊三郎君 しつこいようですが、もう一ぺん聞いておきたいのです。が、ちよつと大臣のお話を聞いてみると、民間の浄財といういわゆる昔から教育に対する奇特家がたくさんございまして、そういういわゆる金持といふか、相当資産家が寄付をして、その金でひとつこの土地を獲得するといふ意味に聞いているのですが、そうですか。それとも、その地方の人々にある程度、強制でないが、若干そういう気分を盛り上げていって寄付をさすという、そういうことでないのですか。

大臣の言われている奇特家ということばは、浄財というものは、そういう相当の資産家が、教育に対して相当造詣の深い人々が出すと、こう理解してよろしいですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まあ大体仰せのとおりですけれども、貧者の一灯といふこともございまして、御当人の自発的な意思によつて集まつた浄財、こういうふうには私は思ひます。

○山本伊三郎君 しかし大臣、それはそれでいい。しかし、私の経験でもあるのです。地方住民からしてみると、これは小、中学校に限らず、学校といふことになる、これは実は反対できないのですよ、実際問題として。それが今までのPTAの負担をなくせよといつても、なくならない原因がそこにあるのです。政府が正当な金を出してやらない限りは幾らわれわれが反対しても、かわい子子供を持つている親としては出さざるを得ない気持ちに押しやられるのです。私も経験がある。それはもう大臣もそれは経験があると思うのです。子供が帰つてきて、寄付を持つていかなければ学校へ行けませんと、親が言われると、これは親としてはいくらい思つても反対できないような立場に押し込められる。今度の場合は、農民がそういう、土地を取り上げられるというわけではないが、そういうムードにかられて自分の土地を出さなくちゃならぬ、しかも金銭的な負担もしなければならぬ、こういうことのないように、これは単に今度の高専の問題だけではないのです。が、文部大臣とし、文部当局としてその配慮が必要だと思ふ。私は地方行政の立場でも、自治大臣はいつもそれは

言うのです。とにかく学校という、教育というものは別な一つの住民には感覚を持つておりますから、先ほど道路とかその他言われましたけれども、それは違ふ一つの住民の受け取り方がありますので――それは別の話になりましたが、今度の高専については、特に土地の問題について先ほど大臣の言われたその方針でやつていただくようになお、それに対してちよつと所感だけ述べていたいて、それで大臣けっこうです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 建前としてお説はごもつともなことだと拝聴しておるわけでありませぬ。

○山本伊三郎君 大臣は人はいいのだけれども、いつもそつけない言い方をされるからちよつと心配するのですが、建前としてはそうですが、私は少なくとも建前ではなくして、そういう方向で、大臣が先ほど言われたことを集約すると、しかし、実際は予算措置なりがでないのだからやむを得ないと言ふのと、建前はそうだけれども、いわゆるわしはそうでないのだという取り方、したがって、あなたの方が、私がさつきから言つておるやうに、国立学校は国費ですべてをまかなうという、そういう方針である、しかし、今度の場合にはそれができないので、浄財をまあ使わざるを得ないのだ、すべてについては、その方針は文部当局として審議していかねばならない、こういう答弁を、しるわけではないけれどもこういう私は答弁がほしいのですかね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) どうも言葉が足りませんでした、最後に

しやつたとおりに思っております。
○委員長(河野三三) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河野三三) 速記をつけ

○山本伊三郎君 ちよつと審議が腰折られました。著作権の問題でお聞きしておきたい。先ほど各国の状態をお聞きしました。これはもう私から言うよりも、あなた方専門家で十分その事情を御存じだと思ひますが、著者というものは、自分の作品には執着のあるところ、これはもう当然だと思ひます。先ほど諸外国の例を言われましたが、まあ大体保護期間五十年というところが多いようです。われわれから見ると——これは党の意見ではない、私の意見ですが、私も若いときにはそういう方面には若干いろいろ持つておつたんですが、大体著作権というものは本人に帰属することは、ちろんのことですが、これを、保護期間というものは永久であつてもいいと私は思ひます。それを、三十年なり五十年といふば相当であるから、ほぼ永久的ですから、もしその期間を過ぎてしまふば国がその管理をする。もしその相続人があればこれはもちろんならぬやうなやうなやうなやうな相続人というものがなくなれば、これは国が管理する。というのは、私は、作品にもいろいろありますよ、いろいろありますけれども、やはり一つの国の宝といふか、そういうものでなければならぬと思ひます。私自身は、それは、今日や出版会社の一つの営利的な運営になりつつあるんじゃないかと思ひます。著者自身も私は反

第一部 内閣委員会会議録第十一号

昭和三十七年三月十五日 〔参議院〕

省すべきところがあると思ひます。中にはりつぱな著者の方がおられますけれども、私は作品というものは非常に貴重なものだと思ひます。その民族の特徴なり、そういうものが永劫将来残すものであります。そういう意味において、私が唐突にここでそういう議論を吐くのはどうかと思ひますが、ぜひひとつ各国並みの少なくとも段階としては考へていかなくちゃならない。私はそれに加えて、これは消滅させて、それが一般に悪用されるということのないやうに、その相続者が絶えた場合には国が管理をする、これも一つの私は著作権としての考え方ではないかと思ひます。そう言う、また官僚的になつて、これを大衆にすつと、何といひますか、普及する場合に非常にそれが悪くなるという考え方もあります。しかし、少なくとも国がそれを管理してやつていけば、もつとよい作品が一般国民に普及できるんじゃないかと思ひます。端的に言へば、私は今のこのいろいろ著作、これはもう単に文芸だけじゃないのです、あらゆる作品は若干商業的でなからうか、こう思ひますが、この点についてどうお考えですか。

○政府委員(斎藤正君) 先ほど申し上げましたように、著作権の保護期間の問題につきましては、ベルヌ条約加盟の国が、多くの国が五十年以上、それから戦後改正されましたブラッセル規定におきまして、最低の条件が死後五十年、したがつて、審議会が御議論される場合にも保護期間の延長という角度で保護期間の問題は御議論になつておつたと思ひまして、これが逆になるというようないことはちろんないのではないかと。しかし、いずれにいたしましても、保護期間の問題は単に経済的な問題もござりまするし、まあ、無限にされました場合に、いろいろその遺族の財産ということだけでなくて、どこまでも追及していきまうと、その利用につきましてもいろいろ支障もある面もござりまするもので、その調和をこの限度に求めるか、こういう問題だと思ひます。

○山本伊三郎君 大体考えは一緒だと思ひますが、私は後段で申しました方法で、これはこの審議会でのいろいろ議論になります。審議会の委員がどういふ人かまづわからぬけれども、私はやはりこういふ作品というのは、やはり国が責任をもつて国民にいいものを普及する、やっぱりこういふ方法が正しい考え方になるのじゃないかと思ひます。業者にまかせて非常に勝手な方法でやられて、いい作品であれば普及しようとしても、非常に業者の利用にまかされて高くなつて一般の国民にいいものというものは知つております。そういう点でもちろん財産権ですから、この相続人が続く限りはいいのですが、そのなくなった後に於いて非常に放任ではなくて、ある程度考える必要があるのではないかと思ひます。これはひとつそういうことを考へていただきたいと思ひます。そこで最後にひとつ聞いておきますが、この審議会は継続して進めていきますか。大体審議会は期限がついておりますか。これは無期限ですか、ちよつと。

○政府委員(斎藤正君) 期限はございません。

○山本伊三郎君 そうすると、現在ある著作権の審議会も、それもこの中に包含されていくということですね。

○政府委員(斎藤正君) さうでございます。

○山本伊三郎君 そうすると、問題はこれは文部当局もすでに聞いておられると思ひますが審議会となると非常に結論を出すのが何といひますか、おそいのです。また、先ほど問題になりました農地買収者問題調査会問題を引き出すわけではないが、しかし、刻々にこの問題は進行しておりますね、保護期間の問題は、すでにもう著作権が喪失しようという人もあると思ひますが、そういうことについてはこれは逆のことになります。問題によつてはこの農地買収問題と違つて、答申で出なければ措置できないということでは、個々の人に逆に利害関係が出てくる。そういう点については文部当局はどういうお考えですか、ちよつと聞いておきたい。

○政府委員(斎藤正君) 重要な問題でございますから、慎重には審議していただかなければなりませんけれども、差し迫つた問題がござりまするので、重要な問題につきましても、全体の体系を待つまでもなく、御答申願ひするものは御答申願ひしたい。なお、御審議の必要な準備等は、私たちがいたしましては積極的な問題の資料を出して御審議がすみやかにいくようにお願いしたいと思ひます。

○山本伊三郎君 これは大臣にお願いしておきますが、この問題はひとつ非常に問題が範囲は広いが狭い知りませんが、非常に問題があるものですか、特に、まあこれが法律が成立すれば至急にその点だけでも審議を促進してもらつて、措置されるやうに特に要望いたしまして、私の質問はこれで終わります。

○委員長(河野三三) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野三三) 御異議ないしと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御意見もないやうでございますから討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野三三) 御異議ないしと認めます。

それではこれより採決に入ります。文部省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに御賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野三三) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河野三三) 御意議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

三月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、建設省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十三日)

昭和三十七年三月二十三日印刷

昭和三十七年三月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局